

# 総務教育常任委員会資料

(平成26年6月12日)

[件 名]

- |   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 住民監査請求について ..... | 1 |
|---|------------------|---|

監査委員事務局

# 住民監査請求について

平成 26 年 6 月 12 日

鳥取県監査委員事務局

鳥取県議会議員に交付した政務調査費について、5月29日（木）に地方自治法第242条第1項に基づく鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）の提出がありました。

現在、要件審査中であり、今後、監査委員協議会において、住民監査請求としての適格性の判断を行い、受理又は却下の決定をします。

受理の決定をした場合は、同法の規定に基づき、受付日から60日以内（7月28日（月）まで）に監査を実施して結果を出します。

## 1 請求の要旨

平成24年度における鳥取県議会全議員の政務調査費について、市民オンブズ鳥取（代表 高橋敬幸）が公文書開示請求で入手した政務調査費収支報告書及び添付書類を調査したところ、政務調査費の使途として不適正、又は、適正な使途として疑問なものがある。

（措置請求）

監査委員は、知事及び県議会議長に対し、以下のための必要な措置を取るよう請求する。

- (1) 全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。
- (2) 全議員に対して、不当な支出を是正させること。

## 2 監査の実施

〔今後の流れ〕

- (1) 監査委員協議会において受理又は却下の決定
- (2) 請求人による証拠の提出・陳述
- (3) 監査委員の監査
- (4) 監査結果（容認（勧告）、棄却等）の通知・公表

※(2)以下は、受理した場合のみ。

※監査委員が勧告を行った場合は、議会・知事等は必要な措置を講じるとともに、その措置状況を監査委員に通知することとされている。

〔参 考〕

### 1 最近の住民監査請求の状況

平成25年度請求件数	1件	監査結果（勧告）
平成24年度請求件数	4件	受理審査結果（3件：却下） 監査結果（1件：棄却・一部却下）

### 2 住民監査請求制度の概要 別紙のとおり

## ○ 住民監査請求制度の概要

### 1 住民監査請求制度について

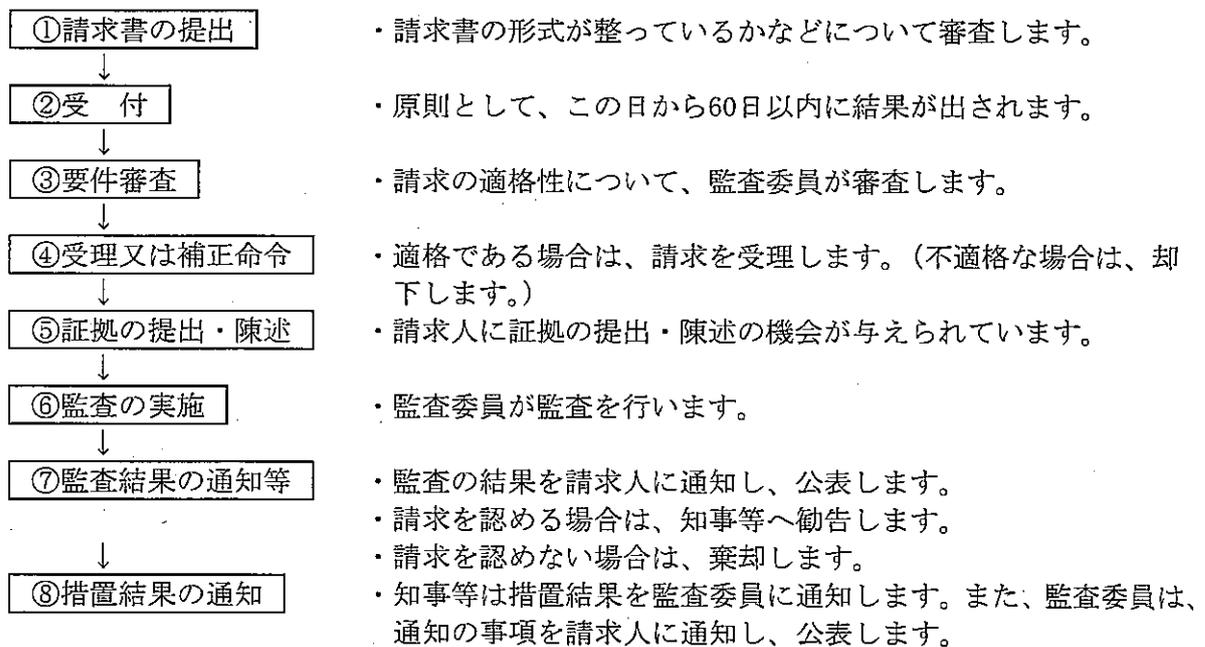
#### (1) 制度の目的

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、長（知事等）、委員会や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。

#### (2) 制度の特徴

- ア 住民であれば1人でも請求できます。
- イ 請求できる内容は、財務会計上の行為に限定されています。
- ウ 請求のあった日から60日以内に結果が出されます。
- エ 監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟が提起できます。
- オ 正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることはできません。

### 2 住民監査請求の流れ



#### ○ 住民訴訟の提起

請求人は、監査委員の監査結果等に不服がある場合は、訴訟を提起できます。

[参考：関係法令] 地方自治法第242条（住民監査請求）…次ページ参照

[参考：関係法令]

地方自治法（主要部分の抜粋）

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 5 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならない。
- 6 監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 7 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。
- 8 第三項の規定による勧告並びに第四項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 9 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。